

## 化学肥料低減定着支援事業の実施について

◆北海道は、国の「重点支援地方交付金」を活用し、化学肥料等生産資材の価格高騰対策の一環として、化学肥料の使用量の低減・定着に向けた市町村単位の取組を支援する「化学肥料低減定着支援事業」を実施することから、本町においては以下の内容で取り組みます。

◆本町における取組内容については、次の4メニューとなります。

- ① 土壌分析の推進支援（土壌診断費用の1/2以内）  
令和8年4月1日～令和9年1月31日のサービス利用料を対象とします。
- ② 堆肥等の購入支援（5,000円/10a以内、1経営体あたり1ha分まで）  
令和8年4月1日～令和8年12月末日までに売買契約を締結し、令和9年1月末日までに納品されるものを対象とします。  
**（堆肥等については、肥料法に基づく届出を行っているものに限ります。）**
- ③ 堆肥等の運送及び散布支援  
（4,000円/10a以内、1協議会あたり2,200万円まで）  
令和8年4月1日～令和9年1月末日までに堆肥等の散布を行うものを対象とします。**（堆肥等については、肥料法に基づく届出を行っているものに限ります。）**
- ④ 緑肥種子の購入支援（販売価格の1/2以内、1経営体あたりの散布面積の上限は1haかつ支援金額は35,000円まで）  
令和8年4月1日～令和8年12月末日までに売買契約を締結し、令和9年1月末日までに納品されるものを対象とします。

**※各メニューともに、他の支援策（環境保全型農業直接支払交付金等）の対象となっているものは、本事業の対象外となります。**

**※各メニューには、支援金総額の上限額が定められています。**

◆本事業は、芽室町農業協同組合等の事業者が芽室町農業再生協議会（事務局：町農林課農林企画係）に対し、農業者分の支援金の申請を行い、決定後に農協等から各農業者に支援金が振り込まれます。**（農業者個人の申請は不要です。）**

◆農業者への支援金の交付は、令和9年2月頃を予定しています。

**【本事業に関するお問い合わせ先】 芽室町農業再生協議会**

**事務局：芽室町役場農林課農林企画係**

**Tel 62-9725 Fax 62-3757 e-mail n-kikaku@memuro.net**